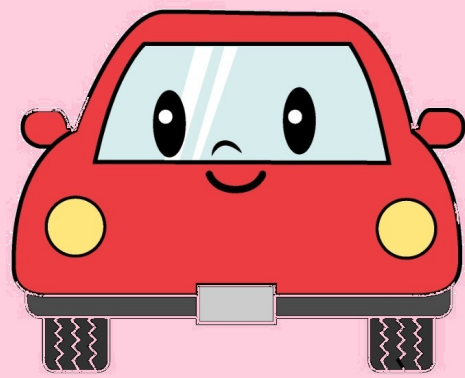


65歳以上の方
対象

サポカー

播磨町

最大
5万円



補助金制度

始まりました。

高齢者が安心して自動車の運転を行えるよう、安全運転支援自動車（サポカー）の乗り換え等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者

※以下の①～⑥をすべて満たす方

- ① 播磨町内に住所がある方で、令和8年4月1日時点で65歳以上の方
- ② 有効期限内の自動車運転免許証を保有する方
- ③ 申請者が自動車検査証または自動車検査証記録事項の使用者と同一である
- ④ 播磨町町税を滞納していない方
- ⑤ 過去に国・県等が実施する同様の補助金を受けていない方
（補助対象者1人につき1回限り）
- ⑥ 自動車検査証の使用者が申請者本人であり、個人の用途に使用する方



補助対象となる要件

国の認定を受けている装置

（急発進抑制タイプまたは障害物検知タイプ）

※対象装置は、自動車販売店・自動車用品店でご確認ください

✓ 中古の安全運転サポート車（対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車）の購入 **上限5万円**

✓ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費（障害物検知機能付き） **上限4万円**

✓ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費 **上限2万円**

※補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数がある場合は端数を切り捨てた額）とする

※国、県等が実施する同様の補助金を受けている場合は対象外となります

補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年1月31日

※上記期間内に登録またはペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置を終了していること

申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

申請から交付までのながれ

1 安全運転支援自動車（サポカー）の購入または安全運転支援装置の設置

補助対象者等の要件をご確認のうえ、取扱業者で購入または装置を取り付けてください。

2 申請書類等の提出

保険課 地域包括ケア係（2番窓口）で申請を行ってください。

申請期間：令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）当日必着

※令和8年4月1日から令和9年1月31日までに購入及び設置していること

窓口で
必要なもの

下記の①～⑨の書類を提出してください。



- ① 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
- ③ 播磨町町税確認承諾書
- ④ 普通自動車運転免許証の写し（氏名及び住所変更がある場合は裏表の写し）
- ⑤ 安全運転支援装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し
電子検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し
- ⑥ ⑤に規定する自家用自動車の使用者の現住所と自動車検査証または自動車検査証
記録事項の住所が異なる場合は、使用者が同一であることがわかる書類
- ⑦ 支払い確認書類（領収書、振込明細受取書、自動車ローン・リース支払明細書等）
- ⑧ 購入・設置内容がわかる書類（契約書、注文書、納品書、リース契約書等）
- ⑨ 補助金振込先の通帳の写し
（金融機関名、支店名、口座番号、氏名カナがわかるもの）

※別途、必要な書類がある場合は提出していただきます。

3 町からの通知

提出書類を審査し、町から「補助金交付決定・不交付決定通知書」が送付されます。

4 補助金の交付

補助金交付決定通知を受けた方に対し、町から申請者本人名義の指定口座に補助金が振り込まれます。



播磨町保険課
地域包括ケア係

〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

☎ 079-435-0313 fax 079-435-0766

受付時間 8:30～17:15（土日祝、年末年始除く）